

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、上越都市計画道路の見直し候補路線（案）について、次のとおり公聴会を開催する。

令和 7 年 8 月 25 日

上越市長 中 川 幹 太

- 1 公聴会の日時  
令和 7 年 9 月 29 日（月）午後 7 時から
- 2 公聴会の開催場所  
上越市木田 1 丁目 1 番 3 号 上越市役所木田第一庁舎 401 会議室
- 3 事案の概要  
縦覧図書「上越都市計画道路見直し候補路線（案）」のとおり。
- 4 素案の縦覧  
令和 7 年 8 月 27 日（水）から令和 7 年 9 月 9 日（火）まで  
（縦覧時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）  
上越市都市整備部都市整備課計画係（平日以外は、上越市役所木田庁舎の時間外受付）
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者  
上越都市計画区域内の住民
- 6 公述申出の方法  
素案について意見のある者は、公述申出期間内に、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した市長宛の書面を公述申出先へ直接又は郵送で提出することにより申出を行う。
- 7 公述申出期間  
令和 7 年 8 月 27 日（水）から令和 7 年 9 月 9 日（火）まで  
（受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）  
※郵送の場合、令和 7 年 9 月 9 日（火）午後 5 時 15 分までに必着
- 8 公述申出先  
上越市都市整備部都市整備課計画係（〒943-8601）上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の12名になり次第終了とする。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ上越市都市整備部都市整備課計画係へ確認すること。